

議第1421号

生産緑地法 第10条の2第3項に基づく
特定生産緑地の指定（意見聴取）

■特定生産緑地制度の経緯

平成28年5月
(2016年)

都市農業振興基本計画 閣議決定

「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へ



平成29年6月
(2017年)

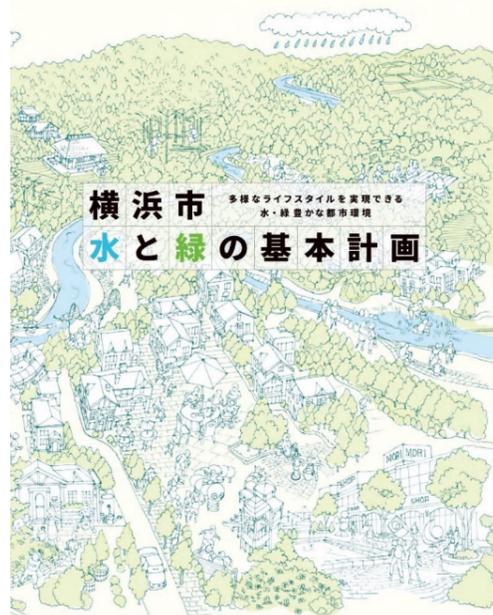
生産緑地法 改正

特定生産緑地制度 創設

■上位計画

横浜市水と緑の基本計画

平成28年(2016年)6月改訂



《市街地の市民に身近な農地
における取組方針》
魅力的な住環境の創出や地域
コミュニティの形成、災害時の
利用などを図ることのできる都
市部の貴重なオープンスペース
として、生産緑地地区の指定な
ど市街地に残る農地などの保全
・活用します。

(第4章2(5))

■上位計画

横浜都市農業推進プラン2024-2028

令和6年(2024年)3月策定



《特定生産緑地の指定推進》
生産緑地地区は、指定から30
年経過すると、いつでも買取り
の申出ができ指定解除につなが
ることから、買取申出時期が10
年間延期される「特定生産緑
地」の指定を推進し、生産緑地
の保全を図ります。

(4章 計画の柱1施策4事業⑥)

生産緑地法

第10条の2第1項

1 市町村長は、**申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち**、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、**当該申出基準日※以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。**

※申出基準日：生産緑地の指定告示から30年経過する日のこと

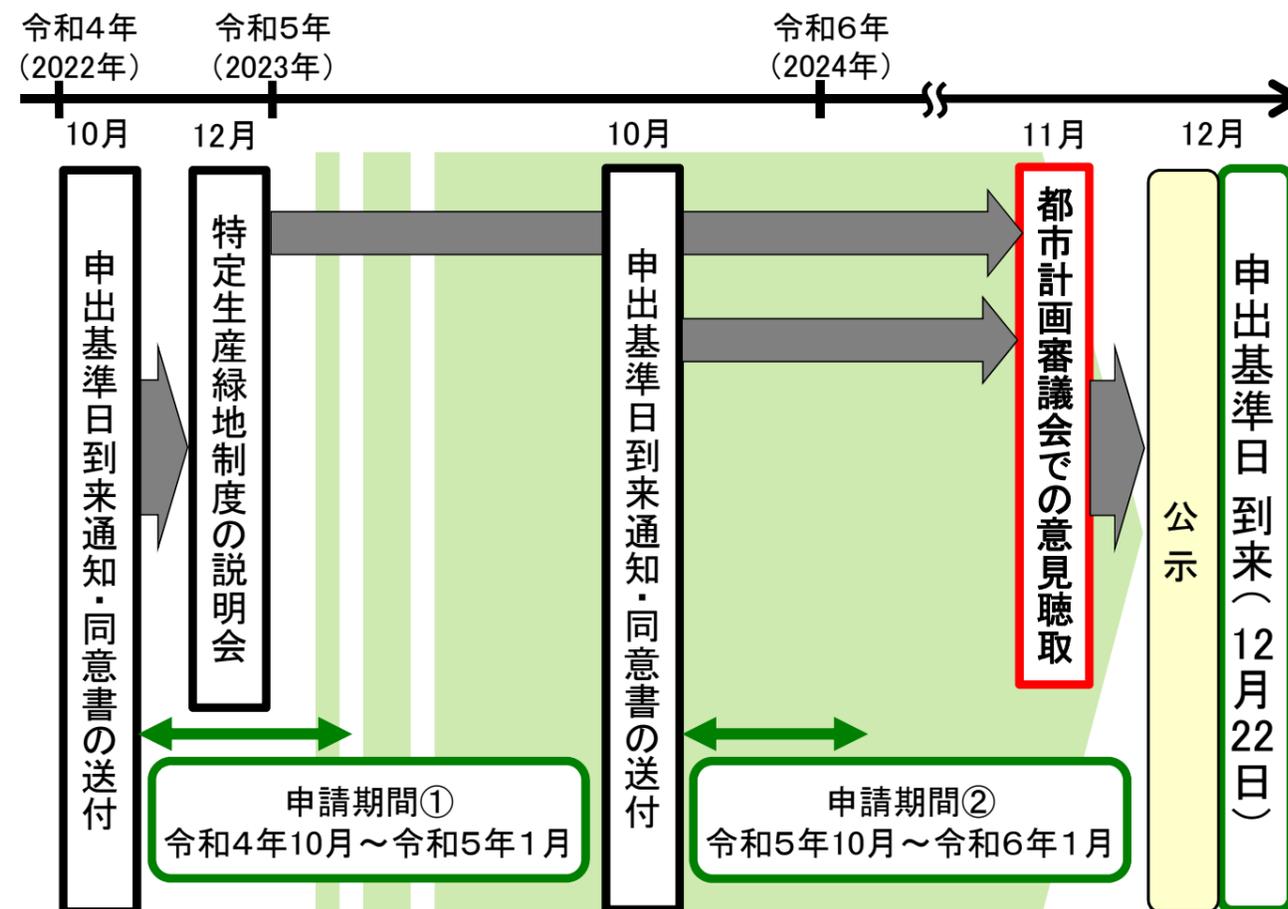
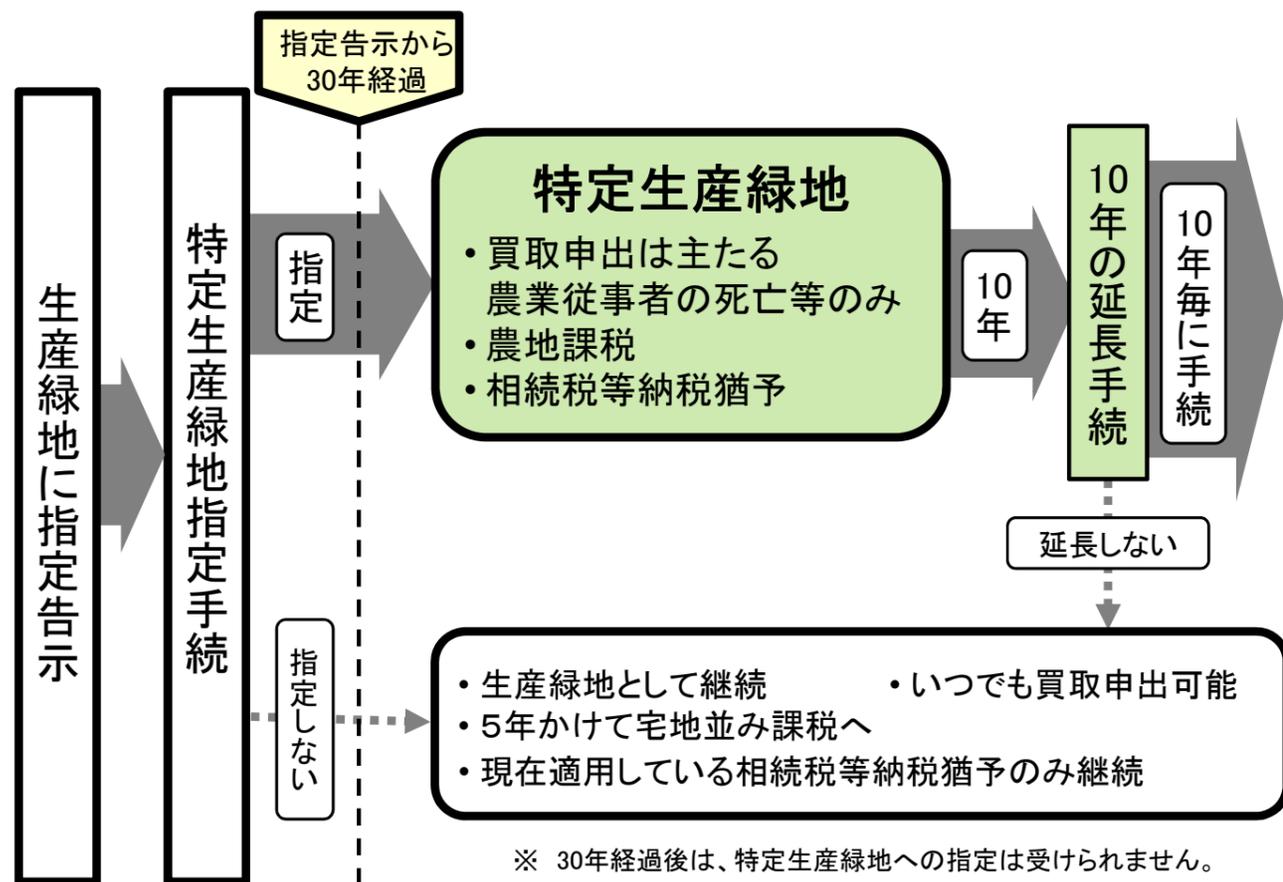
生産緑地法

第10条の2第2項

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、**その指定の期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日とする。**

第10条の2第3項

3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第3条第4項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）**の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。**



【横浜市特定生産緑地指定要領 第2条】

- 原則、1箇所300㎡以上の規模であること・・・①
- 農地等として適正に管理されていること・・・②

【生産緑地法 第10条の2第3項】

- 農地等利害関係人の同意を得ること・・・③
- 都市計画審議会の意見を聴くこと・・・④

対象箇所A

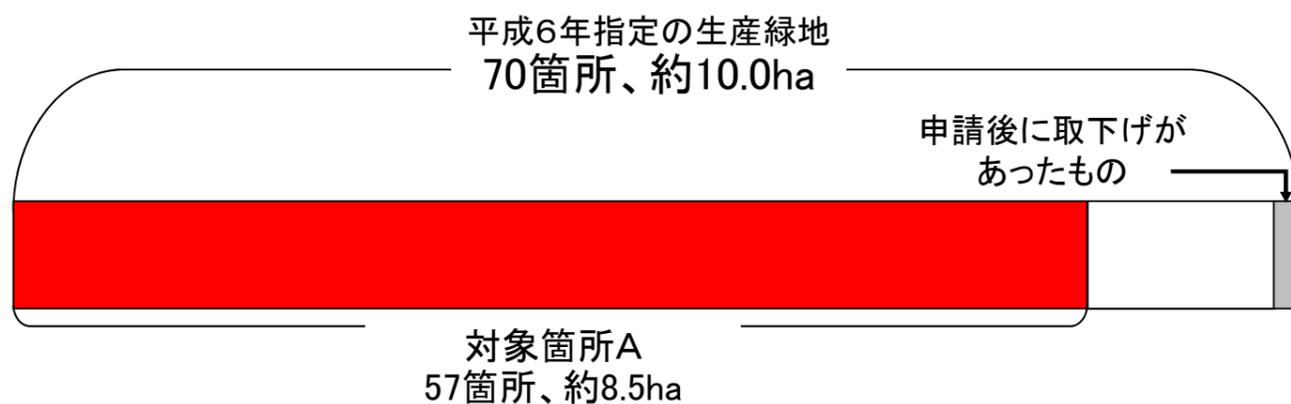
平成6年(1994年)12月22日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

対象箇所B

平成6年(1994年)12月22日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの

対象箇所A

平成6年(1994年)12月22日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの



(集計: 令和6年9月18日時点)

対象箇所A

平成6年(1994年)12月22日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

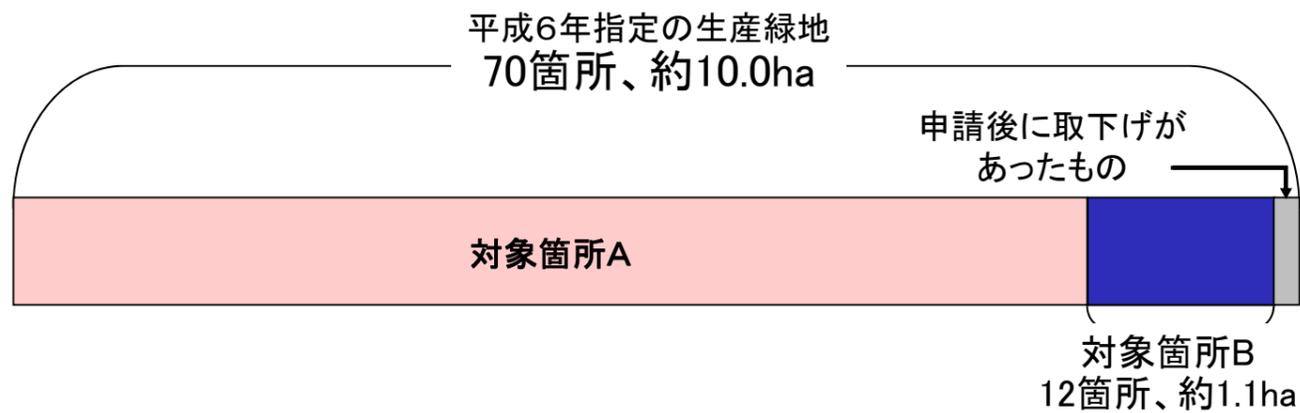
対象箇所B

平成6年(1994年)12月22日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの

意見聴取対象

対象箇所B

平成6年(1994年)12月22日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの



(集計: 令和6年9月18日時点)

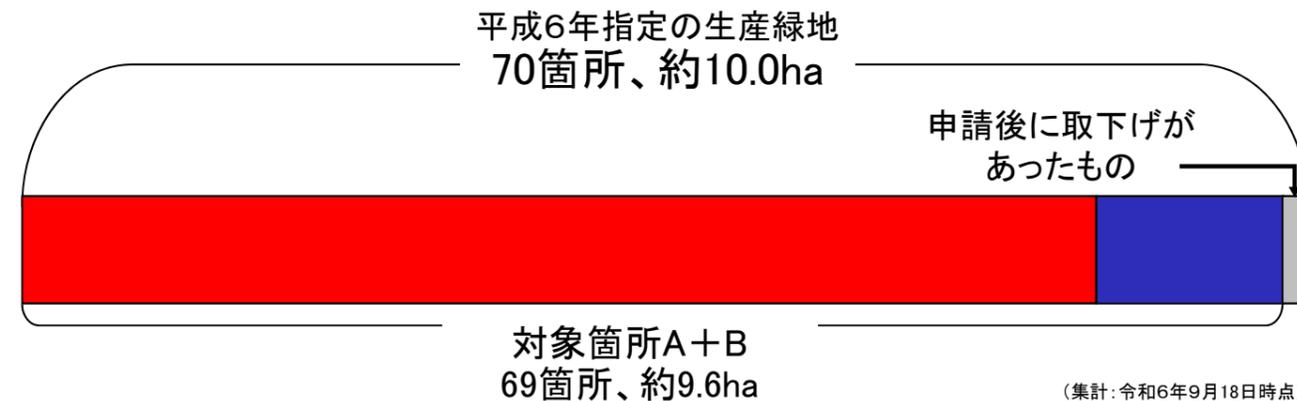
意見聴取対象

対象箇所A

平成6年(1994年)12月22日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

対象箇所B

平成6年(1994年)12月22日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの



(集計: 令和6年9月18日時点)

対象箇所の事例紹介 (青葉区)

梅が丘

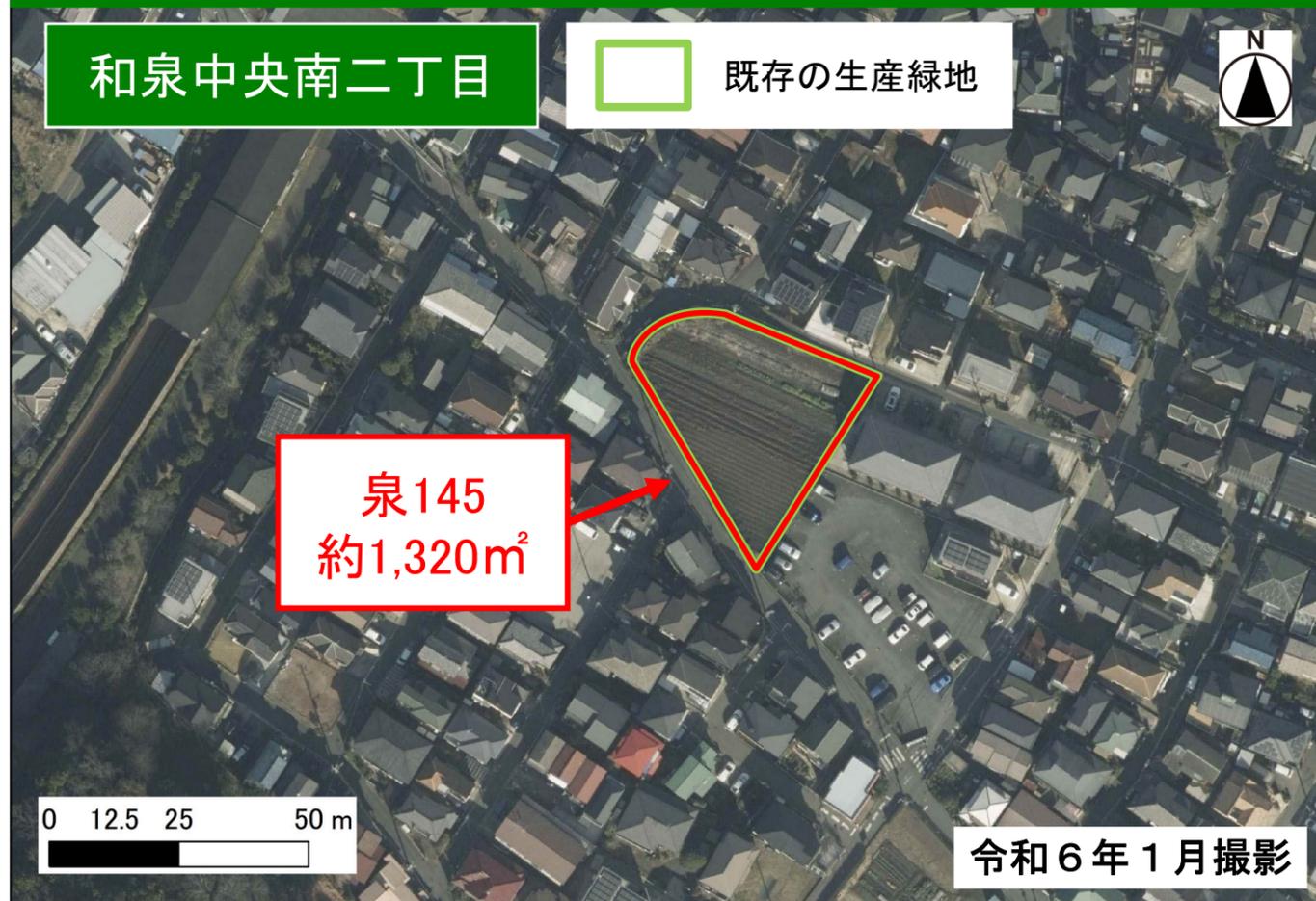
既存の生産緑地



対象箇所の事例紹介 (泉区)

和泉中央南二丁目

既存の生産緑地



■ 特定生産緑地の指定手続の流れ 平成6年指定の生産緑地 17

